

### 第三章 国際的共同活動の進展

経済同友会の国際活動は、昭和三十八年四月、米国CEDとの共同提案『世界経済の中の日本』の発表、さらに同年九月東京で開かれた日・米・欧七団体国際会議など、本格的に進められてきたが、三十九年に入ってからは一層活発となり、とくに国際的な「共同研究・共同提案体制」が固められたのが目立った。それら共同的活動は、「東西貿易」と「南北問題」の分野において展開されたのである。

欧米と日本における進歩的な経済団体が、手を携え卓を囲んで、国際経済交流の一層の円滑化を図るために努めたのには、次のような客観的情勢の展開が、背景としてあったからである。

まず、「東西貿易」の問題である。

本篇 「進歩と調和」の求道者として

### 第三章 国際的共同活動の進展

一九六二年（昭和三十七年）十月の「キューバ事件」を頂点として、米・ソ間における戦後の歴史的対立は緩和の方向に傾斜した。この好ましい方向を打ち出した指導者は、米国のケネディ大統領とソ連のフルシチョフ首相であった。六三年（昭和三十八年）十一月、ケネディ大統領は暗殺されたが、後継のジョンソン大統領は就任直後、「ケネディ精神」を受けついで、東西関係については「共通の利益について交渉する用意を持つ」ことを表明した。一方、ソ連のフルシチョフ首相も、これより先、ケネディ大統領の死に対する弔電の中で、「世界を距てている国際諸問題を、話し合いで解決する方法の探究に努めた」ケネディ大統領の精神をたたえた。こうして東西双方が、交渉継続の気構えを示したのである。「東西貿易」拡大への気運は、このような国際政治的雰囲気の中で高まったのである。

一九六四年（昭和三十九年）十月、フルシチョフ首相は失脚したが、新しく成立したブレジネフ・コスイギン政権も、これまでの平和共存路線に変更はないことを、内外に印象づけるために努めた。十一月には、米国の実業家九十二名の団体が、ソ連を訪問した。これより先、英国は対ソ長期延払いを供与し、また、仏・ソ貿易協定が結ばれ、「東西貿易」拡大への道は、急速に開けていった。六五年（昭和四十年）一月に発表されたジョンソン米大統領の一般教書には、「東西貿易」の拡大が言及され、三月には、実業家・学者・労働者代表からなる「東西貿易諮問グループ」が設置された。

「南北問題」においても、事態は質的に重要性を帯びつつあった。

発展途上国に対する援助は、OECDの下部機関であるDAC（開発援助委員会）加盟諸国の共同目標として、加盟諸国が直接に、また国際機関を通じて、その量的拡大ならびに効率化に努めてきた。しかし、開発計画

の実施が進展するにつれて、被援助国側における輸入需要の増大、慢性的外貨不足、対外債務の累積等の悪循環が徐々に表面化し、六二年には、その対外債務は過去五年間に倍加して、二十五億ドルに達するといわれた。このため、被援助国は先進国に対し、援助条件の大幅な緩和とともに、途上国産品の輸入増大を強く求めるに至った。つまり「貿易と援助」の問題が提起されたのであった。

「南北問題」が本格的にクローズアップされたのは、六四年三月からジュネーブで開催された「国連・貿易開発会議」(UNCTAD)においてであった。この会議は、百二十数カ国から延べ二千人が参加して、六月まで三カ月間にわたって開かれた。この会議の席上、発展途上国は、「自由貿易原理の例外的な適用が、南の諸国の発展に必要である」との基本的立場に立って、輸出品に対する「特惠」の供与など、新たな協力を求めた。こうした空気を反映して、会議は、先進工業諸国がそれぞれ国民所得の1%拠出を目標とする援助努力を払う旨の勧告をはじめ、融資の分野などで多くの勧告が採択された。この会議の結果、「国連」のもとに発展途上国の問題を取扱う新機構が発足することとなり、六五年四月「第一回国連貿易開発理事会」がニューヨークで開かれた。これは南の諸国が共同一致して、先進工業諸国と話し合える場が出来たことを意味した。またGATTでも六五年二月、「発展途上国貿易促進のため、先進国がとるべき措置を定める規定(新章)を、GATT協定に設ける」ための改正議定書が採択された。

このようにして、開発援助問題は、質的に大きく前進した。「南北問題」において国際的に指向されたのは、援助の量的・質的の強化であり、とくに援助条件の緩和であった。

わが国がOECDに正式に加盟して、先進工業国の一員となったのは、このような国際情勢のもとにおいてで

### 第三章 國際的共同活動の進展

あった。したがって、わが国は、「国連貿易開発會議」や、開発援助問題に関するOECDの討議にも、積極的に参加したし、前記の「GATT・新章」にも署名した。

「東西貿易」問題および「南北問題」に、経済同友会が前進的関心を寄せ、欧米の提携団体との共同研究に特殊の意欲を示したのは、当然のことであった。

#### 一 「東西貿易」問題で共同声明

経済同友会、米国のCEDほか仏・西独・伊三カ国の提携団体による共同声明『東西貿易―西側諸国の共通政策』は、昭和四十年五月六日、ブラッセルにおける五カ国代表の國際新聞記者会見で発表された。この日、東京でも岩佐凱實政策審議会委員長および共同作業を推進した三木邦男幹事が、新聞発表を行なった。

この共同声明作成が発想されたのは、昭和三十九年六月であったから、成案―発表までに、まる一カ年を要したわけである。経過を辿ると、まずCEDとヨーロッパのCEPEESとが「東西貿易」の問題で共同調査を進めることとなり、西側の有力な一環である日本の同友会にも、参加を求めてきた。これに応じるに当たって、木川田一隆代表幹事は三十九年六月十九日の定例幹事会で、次のように述べた。

「いまや激動する國際經濟の中で、日本のとるべき方向を定める時期である。このことは、日本の企業経営にとっても、まことに重要であることは明白である。世界の各国は、自国のナショナル・インタレストを常に考えながら國際舞台に登場している。われわれも、積極的に國際的な視野をひろげる一方で、ナショナル・イン

タレストを自覚して、国際活動に参加すべきだと思う」

七月上旬パリで、エコノミストによる専門家会議が開かれ、ついで九月下旬ローマで、代表者会議と専門家会議が開かれた。代表者会議には三木邦男幹事が出席した。

パリの専門家会議では、共同調査の進め方について協議され、その結果、CEDが各国に「東西貿易」に関する質問書を出し、その回答を八月下旬までに持ち寄り、それを中立国ともいべきスウェーデンの提携団体SNSが取りまとめて、検討資料となる文書をつくることになった。ローマ会議は、SNSが作成した文書「東西貿易の諸問題」を基礎として、自由討議がなされたのである。

SNS文書の要点は、次の趣旨のものであった。

- 一、東西貿易は今後伸ばしてよいという点では、各国とも一致している。しかし、コマーシャルベースならいくらやってもよいというわけではなく、政治的要因を無視することは出来ない。
- 一、長期的な政治目的を考慮に入れた場合には東西貿易の正常化は、結局において西側の利益にもなり、また平和維持にも役立つものである。
- 一、東西貿易の西側のGNPに占める割合は小さく、その重要性には限界がある。東西貿易の難点は、東側の価格制度や、独占体による貿易方式にある。西側は、これに対して、どのような方策を考えるべきであるか。
- 一、ほかに検討すべき問題として、クレジット、禁輸リスト、情報交換機関、ダンピング、パテント、ノウハウなどがあげられる。

### 第三章 国際的共同活動の進展

このSNS文書を中心に、各国代表はナショナル・インタレストに立脚した意見を述べ、活発に討議された。次の代表者会議および専門家会議は、十一月中旬ワシントンで開かれた。代表者会議には山下静一常任幹事が出席した。ここでは、研究の目的として、次の方向が確認された。

- (一) 西側の力を弱めないようにすること。
- (二) 東西貿易により西側の経済的利益を増大させること。
- (三) 西側の特殊の部門に対する損害を避けること。
- (四) 西側諸国における貿易・取引の商慣習が乱されるのを最小限にすること。
- (五) 東側の政治・経済体制を、東西関係の安定に役立つ方向に誘導すること。

昭和四十年に入って、二月に再びパリ会議が持たれ検討を加えたのち、三月十日ニューヨークで、最終的な会議が開かれた。同友会からは山下常任幹事が出席した。

この会議で、CEDの一人から「東西貿易は米国にとって市場性に乏しい」という発言があったのに対して、同じCEDのピーターセン東西貿易問題委員長が、「国際収支の改善のほか、平和共存のためにも、東西貿易の拡大は必要だ」と、きびしく反論した。また、ヨーロッパのCEPEES側からは、示された最終案について「保守的に過ぎる」との意見も出た。山下常任幹事は、日本の立場から必要な修正意見を表明し、大筋において認められた。これら討議の経過に照らしても、「東西貿易」をめぐる各国それぞれの複雑な感触の相異がわかるというものである。

共同声明『東西貿易—西側諸国の共通政策』は、この問題に対する西側の考え方の最大公約数を見出すとともに、それを前進的な姿勢でまとめた基本的指針ともいべき性格のものであった。そのことは、「勧告」の部分における次の文言を見ればわかる。

「われわれは現状において、次に示す条件に従って、貿易の障害を東西相互に削減して、東西間貿易を拡大することが、西側の利益に役立つものと考ええる。貿易の諸制限は戦略的理由、つまり損害を防止し西側が貿易による利益の正当な分け前を得るために、必要である。しかしながら、これらの諸制限を行なっても、まだ貿易を著しく拡大する余地は残ると思われる。さらに、東側諸国の西側経済への今一層の結びつきと市場経済的慣行に、より順応したいという願望に対しては、西側はこれを受け入れる立場をとるべきである」

「声明」は次に、「東西間貿易に対する政策樹立上の指針」として、包括的な四つの原則を示した。

(一) 現実主義 Ⅱ 非現実的な観念論や先入観的判断に惑わされることは、非常に危険である。その一つは、われわれと対立する体制の上に築かれた奇妙な経済を相手としている、という点に關して、それだけの理由で、相互關係を持たないことが最良の政策だ、と考える傾向があるということである。他の一つは、貿易問題の最良の解決法は、われわれの側で作った方式によることだ、と考えることである。その他、「接触は平和を促進する」とか「共産圏はすべて同様である」というごとき一般論も、誤りに通ずるものである。

われわれは、場所により時により変化する現実の状態を見極めて、われわれの政策を、最も正確な現状観察をしたところに、適応させるべきである。

(二) 選択 Ⅱ 現実的に見れば東側諸国は、その経済の状態および慣習、政治姿勢、政策等に、著しい差異を認

めざるを得ない。われわれの政策自体も、これらの差異に適應して、區別されねばならない。

(三) 弾力性 Ⅱ 東西間貿易が現在、比較的控え目な規模で行なわれているのは、それを西側の特別な恒久政策を立てる上での基盤とするには、われわれの経験が、まだ不十分であることを意味する。

さらに、西側の政策に關係のある経済的および政治的条件は、変化しかも突然の変化を、免れ得ないのである。西側は、経験が進むにつれ、また変化しつつある情勢に対して、その政策を適應させる能力を持たなければならぬ。

(四) 協力 Ⅱ 西側の政策が有効であるか否かを左右する基本的要素は、西側諸国間の協力であろう。東西貿易の拡大に伴って生ずる諸問題についての不安に対しては、出来る限りの、そして迅速な情報の交換が必要である。さらに、西側諸国が一致を欠いて、東側に利用されるような相互間の競争をするかわりに、協議と協力をもってすれば、西側諸国は、東西間貿易に関して自分たちが希望する諸条件を、よりよく達成し得るであらう。

「声明」は、このような姿勢を前提的に確認したのち、より実務的・技術的な部分における具体的勧告を行なった。それは、新機関の設置、東西貿易の方式、バーター取引、価格および輸入危害問題、東西貿易におけるクレジット、マーケティング、文化交流、工業所有権の保護、商事仲裁、禁輸政策など、多面的な検討によるものであった。

この「共同声明」が発表されて間もない五月十日、EEC委員会のレイ外務担当委員は「欧州議會」で、「C



EPESは、日本の経済同友会、アメリカのCEDの代表者と、ブリュッセルで一堂に会し、国家を貿易の主体とする国に対する通商政策を要望した立派な声明書を公表している」と、報告した。

## 二 「南北問題」を現地に探る

——欧州と東南アジアに調査団——

昭和三十九年六月二十日から三週間、「日本生産性本部」は、中山素平経済同友会幹事を団長とする訪欧経済使節団を派遣した。目的は「南北問題」に対する欧州政財界の考え方を調査することにあつた。河野一之幹事も、これに参加した。あたかも同友会が、欧米の提携団体とともに、「南北問題」についての共同研究に取り組む気運が高まっていた時期だけに、中山・河野両幹事が、この挙に参加したことは、同友会その後の国際活動にとつても意義あることであつた。

同友会は一行帰国後の八月十四日、中山・河野両幹事を同友クラブに招き、印象談を聞いた。まず中山幹事は、「南北問題をヨーロッパに見て」と題して語つた。要旨は次の通りである。

一、ここ数年の国際政治・経済の動きを見て、先進国と低開発国との格差が拡大している今日、二十世紀後半の主要課題は南北間の経済問題だということを、民間人として肌を感じていた。また六月の国連貿易開発会議の激しい対立の空気を見ても、先進国の中でも、植民地の関係で長年この問題に取り組んできた欧州の政財界人と直接話し合うことが必要だと、強く感じた。これが今度の訪欧の動機・目的である。

## 二 「南北問題」を現地に探る

### 第三章 國際的共同活動の進展

一、英国・フランス・ベルギーなどは長年、英連邦やアフリカを中心に植民地を持っていただけに、南北問題に対する新しい角度からの捉え方にしても、熟練国として学ぶべきものを持っている。これらと比べて、従来の日本の態度は米国の考え方に近く、南北問題をグローバルに考えてきた。果たして、日本はこの問題について明確な意識を持っているか、疑問である。日本は今後、援助の量的拡大は勿論、質的合理化も必要だという問題意識を持つべきであり、この点、先輩各国から学びとる態度を忘れてはいけない。

一、英国は政財界とも、援助の重点を英連邦におくと、はっきり表明していた。しかし、インド・パキスタンに対しては、英国の援助だけでは不十分なので、日本の援助も期待しているようであった。フランス・ベルギーは、アフリカ重点を明確に認めていた。

一、西独は旧植民地がないことと、経済の合理性を貫くという考え方から、地域的に重点を指向していない。個々のプロジェクトを厳重に審査して選択的に援助を行っており、それだけに効果も大きい。旧植民地を持たない日本と共通点があるだけに、日本としては、合理主義に徹した西独から学ぶべき点が多いと思う。

ドイツ復興金融金庫が、今や発展途上国援助に重点を置き換えているのは、印象的であった。

一、イタリアは移民の関係もあって、中南米と関係が深いが、政府・経済界は、アフリカ・地中海沿岸の旧植民地への援助に重点を置きたいとしている。しかし、国内政情の不安定と、南イタリア開発の問題も抱えているため、対外援助は、ここ数年は期待できないということ、イタリア自身認めていた。

一、EECにしても、援助の重点を、はっきりアフリカに置いている。このように欧州各国は、援助・協力を地域的に重点を置く方針をとっていることから見て、東南アジアは先進国からの援助のエア・ポケットとし

て取り残されるのではないかという感じもする。したがって日本としては、従来の実績から見ても、東南アジアへの援助・協力を担当してゆくのだという方向に、意識的に進んでいくことが大切だと思う。

また、河野一之幹事は、各国の印象を述べたのち、「援助の精神は精神として、現実に各国とも自国の経済的利益を考えながら援助を進めているのであって、それだけに中山幹事の指摘するように、東南アジアがエア・ポケットになる可能性が大きい」と結論した。

経済同友会、日本生産性本部を含む経済五団体は、昭和四十年一月二十六日から三週間の日程で、「東南アジア経済調査団」を派遣した。中山素平幹事は、ここでも団長として参加した。一行は、パキスタン・インド・タイ・マレーシア・台湾を歴訪し、わが国の経済協力の効果と評価および今後の在り方について、現地の指導層と意見を交換した。

帰国後の二月十九日、中山団長は同友会の定例幹事会で、次の要旨の報告をした。

一、東南アジアは一つではない、という印象を深めた。それぞれ特殊な政治・宗教・民族問題を抱えている。とくに政治的關係が複雑に介在しており、たとえば、アジアにおける共同市場構想などへの道を遠くしている。各国の経済運営の体制も、国家統制的・自由主義的と、国によって色彩を異にしている。したがって、わが国の経済協力も、相手国の特殊性を見きわめ、その国の立場に立って、国別に具体的な方針を考える必要がある。

一、昭和三十八年に視察した時よりも、かなり経済の水準が高くなっていることを感じた。これは各国の努力

### 第三章 国際的共同活動の進展

のほかに、先進国による経済協力の果たした役割も大きいと思う。とくに、マレーシアの鉄鋼・自動車、台湾の鉄鋼・自動車・石油化学など、重化学工業化の段階に入っているのが注目された。

一、訪問した各国は、いずれも固有の問題を持ちつつも、自国の経済発展に真剣に取り組んでいる。わが国も、各国の発展段階に応じて、それに役立つ協力を積極的に推進してゆくべきことを痛感した。また日本が協力するにふさわしい分野の多いことを知った。

一、一面、各国に共通した問題として、自立意識が高いため、国産化の義務づけ、輸出の義務づけ、現地人採用の強化がしいられ、また現地での中・長期の金融がつけにくい、あるいは華商が多いため、考え方が商業資本的で産業経営的でない——など、多くの解決すべき問題を抱えていることも事実である。

一、これらの事情から推して、各国の工業化計画の進展が、従来の国内需要を対象とした段階から、より高度化された段階に入ろうとしている折柄、わが国の経済協力体制も、世銀や IFC（国際金融公社）など国際機関の資金と結びついた多角的協力を、考えていくべきであろう。

中山素平幹事はその後、四十年夏に「中南米視察経済調査団」（団長・北川一策幹事）に参加したのち、同年十二月、同友会の了解のもとに、経済界共通の見解としての『経済協力に関する提言』をまとめ、発表した。内容は、(1)基本方針の明確化、(2)被援助国の実情に即した経済協力、(3)民間投資の積極化、(4)強力な協力体制の確立、(5)協力機構の一元化——などの項目に分けて、現地で得た体験を踏まえての意見を表明したものであった。

### 三 「南北問題」への国際的挑戦(その1)

#### — CED・CEDAとの共同研究 —

東西間の緊張が緩和するのに応じて、「南北問題」が急激に脚光を浴びてきたという情勢の中で、経済同友会、CEDAおよび豪州のCEDA（豪州経済開発委員会）といった太平洋をめぐる三国の経済団体の間に、この問題を共同研究しようという気運が高まった。CEDAは、CEDにならって一九六〇年（昭和三十五年）メルボルンに、豪州財界人を中心として設立された団体で、CEDはかねて同友会に対して、CEDAとの提携をすすめていたのであった。

この気運は急速に具体化し、昭和三十九年秋、IMF東京大会が開かれるのを機会に、前記三団体代表が東京で会合を持ち、予備的に話し合うことになった。このため、まずCEDAの総務委員であるメリー理事が七月十四日来日、水上達三国際委員長らと打合わせた結果、九月十四、五の両日東京で三団体の国際会合を開き、共同研究の目的・方法などについて協議することを決めた。また第二回の会合を豪州で開くことと、二年を目途に成案を作成し発表することを確認した。

東京のホテル・ニューオータニで開かれた国際会合には、CEDからワールド会長・コリヤード政策委員会副委員長・ニール事務総長が、CEDAからは、メリー総務委員・キースト総務委員らが、ほかにSIE（スペイン経済研究所）から、マドリッド大学のサンペドロ教授がオブザーバーとして、それぞれ参加した。

#### 三 「南北問題」への国際的挑戦(その1)

### 第三章 國際的共同活動の進展

第一日の九月十四日、木川田一隆代表幹事は開会の挨拶の中で、このように述べた。

「われわれは南北問題をなおざりには出来ない。先進工業国と発展途上国との経済発展の格差がひろがる一方であるという現状を放置するならば、世界経済の不安定要因は増大し、國際貿易の縮小から、ひいては世界平和まで脅かされることになる。われわれは、南北問題の挑戦に勇氣をもって立ち向かわなければならぬ。それが先進国の責務である」

第一日の會議は水上國際委員長が議長となり、討議ののち次の点に合意をみた。

一、三団体は、東南アジア開發に関する日本と豪州の援助・貿易および投資計画をより良いものにするための勧告を付した政策提言を、それぞれ発表する。

一、研究作業の進捗状況について討議するため、明年（昭和四十年）五月豪州で、三団体の会合を開く。

一、さらに一九六六年（昭和四十一年）初に豪州で会合を開き、CEDAと同友会は同年五月までに、政策提言を発表する。

第二日、九月十五日は岩佐凱實政策審議會委員長が議長となって、「南北問題」および「東西貿易」について意見を交換し、また専門家會議が開かれた。

第一回の東京會議で予定された第二回合同會議は、昭和四十年四月三十日メルボルンで開かれ、同友会からは井深大副代表幹事と渡辺武幹事が出席した。

日本側はタイおよび台湾に関するケース・スタディ、CEDAはマレーシアおよびフィリピンに関するケ

ス・スタディを基礎に、今後、研究をしていくという方針が確認された。日本側は、各国別でなく東南アジア全域の問題として、農業開発・医療協力・教育などを取りあげることとし、豪州側は主としてマレーシアの研究を進めることになった。

一方、客観情勢としては、東南アジア開発についての先進国側政府ベースの積極姿勢が、ますます強く展開されてきた。とくに融資の分野では、昭和四十年三月ウェリントンで開かれたE C A F F E総会で、「アジア開発銀行」構想の具体化が採決された。

また昭和四十一年四月、日本の提唱によって、「東南アジア開発閣僚会議」が東京で開かれた。ラオス・マレーシア・フィリピン・タイ・シンガポール・ベトナムおよび日本が参加して、農林、水産、工業化、運輸、通信、医療、教育・訓練のほか経済、技術援助など広範にわたる論議が展開された。会議後発表された共同コミュニケは、「域内諸国間の連帯および協力に向かつての貴重な第一歩」と、自ら高く評価した。

なお、「アジア開発銀行」は、昭和四十一年十一月二十四日東京で創立総会を開き、十二月からマニラ本店で営業を開始した。授権資本は十一億ドルで、日米両国がそれぞれ二億ドルを出資した。

「南北問題」に挑戦する日・米・豪三国民間経済団体の第三回国際合同会議は、昭和四十一年七月二十五、六両日メルボルンで開かれた。前記政府ベースでの国際会議の雰囲気、この民間会議にも反映されたのはいうまでもなかった。

### 三 「南北問題」への国際的挑戦(その一)

### 第三章 国際的共同活動の進展

同友会からは山下静一常任幹事、CEDAからはメリー調査政策委員長らのほか、日・豪両団体関係の専門家が出席した。またCEDAからはオブザーバーとして、ウィスコンシン大学のボールドウィン教授が参加した。

第一日の会議で山下常任幹事は、「東南アジア全体を見て重要な問題は、農業の近代化と生産性向上、それと一次産品の価格安定である」と前置きして、同友会の「勧告」草案を説明した。その内容は多岐にわたっているが、基本的な考え方は次の点にあった。

一、東南アジアは国際開発援助の主流から取り残されている。この地域の経済開発に積極的に協力し、援助を大幅に増やすことが必要である。日本も当然、協力を強化すべきである。

一、押しつけ援助ではなく、受入れ国の立場で考え、その国を離陸させるため決め手になる分野に、援助を集中させるべきである。

一、差し当たり、経済的・社会的基盤強化のため、先進国の政府借款や国際機関の援助の増額が必要である。農業開発に対する協力の割合を高めるとともに、技術協力の割合を高めることも必要である。

これに対し、CEDA側から、「援助の増額は確かに必要であるが、豪州としては、国際機関の援助よりも二国間援助をとくに重視し、また民間投資の増額を必要と考える」旨の意見が述べられた。また農業開発については、「東南アジアの人口増加を考えると、たしかに食糧増産の重要性はわかるが、比較優位性の問題も考えなければならぬ」との見解を表明した。

第二日目、豪州政府のフェアバンソン開発相は、「東南アジア開発と豪州、および豪州の資源について」と題する講演を行なった。この中で彼は、「豪州とアジアは相互依存関係にあり、豪州は東南アジアとの貿易およ



び開発に強い関心を持っている。ただ不幸なことに、豪州自身もまだ開発途上にある国で、国内やニューギニアの開発などなすべきことが多く、資本不足の状態にある」と、実情を説明した。また豪州が進めている東南アジア援助について、技術援助・医療援助などの面で、限られた範囲であるが全力をあげて協力している旨を強調し、さらに、一万四千名の学生を受け入れていることをも合わせて、「繁栄した東南アジアは共産主義に対する最大の防波堤になる」との政治的見解も示した。彼はまた豪州の資源と開発利用の方向についても語った。

山下常任幹事は、同友会を代表する意見として、とくに東南アジア開発に対する日・豪の協力について発言し、CEDAの同意を求めた。それは次の諸点を含んでいた。

一、日本と東南アジアとの関係に比して、豪州と東南アジアとの関係は、これまで必ずしも深くなかったが、両者間に経済交流拡大の道がないわけではない。たとえば豪州の食糧を東南アジアに出し、東南アジアの石油を一層開発して豪州に送るのも一つの道である。食糧輸出については、日本または国際的組織による金融の方法も考えられる。「ライス・バンク」の構想を再考してもよい。

一、日本と豪州が、アジア開発銀行を通じて、東南アジア開発に協力していくのは非常に重要なことである。バプア・ニューギニアの開発は、豪州—東南アジア—日本の経済協力の最初の具体的ケースとして注目される。林業・漁業などにおける日・豪協力を大いに進めるべきである。

一、日・豪・東南アジアを結ぶ海運同盟、港湾設備増強の面で、日・豪は大いに協力すべきである。これは一種の先行投資にもなる。これについて両国政府が話し合うことが必要である。

この提案に対して、CEDAのメリー代表は、「貴重な意見に謝意を表す。この提案を時間をかけて検討し

たい」と述べた。

二日間の会議で日豪代表間に意見の調整をみたので、出来るだけ早い機会に、両団体が別個にそれぞれの提言を発表する、ということに合意された。

CEDAとの共同研究の成果をもち込んだ同友会の提言『東南アジア経済開発に関する勧告』は、昭和四十一年十一月二十二日に発表された。それはあたかも「アジア開銀」の創立総会を数日後にひかえた時期であったが、そのことは必ずしも偶然ではなかった。「勧告」は、この年四月に開かれた「東南アジア開発閣僚会議」（既述）で打ち出された方向を原則的に支持して具体策を展開したものであり、また新設される「アジア開銀」の役割についても肯定的に意見を述べていたからである。

「勧告」は、先の日・豪メルボルン会議で同友会が打ち出した基本線を、冒頭で確認し、援助の量的・質的な拡大・充実の必要性を強調した。次に援助は受入れ国の実情に応じた「きめのこまかい」ものであるべきこと、また経済開発の促進に当たっては運輸・通信・電力・灌漑などインフラストラクチャー（下部構造）の充実や、教育・医療など社会基盤の強化にとくに重点が置かれねばならぬこと、さらに、これらの部面は採算ベースにのりにくいいため、先進国の政府借款や国際機関の援助の増額にまつところが多いこと——などを指摘した。

「勧告」は、とくに農業開発について意欲的な見解を明らかにした。

一、一般のアジア開発閣僚会議で、参加各国が経済開発における農業開発問題の重要性を認識していたことは喜ばしい。東南アジアにおいても、農業の生産性を高めることにより、増大する人口への十分な食糧供給を

確保し、食糧輸入に当てられている外貨を節約するとともに、進んで農産物輸出によって外貨をかせぎ、工業化に必要な資本財や原料の輸入に資する、さらに農民の生活水準向上により国内市場を拡大して、工業化を促進する——こういった行き方が正しい。

一、このための方策として、速かに「東南アジア農業開発基金」を設け、これを活用して現地にモデル農場を設定し、改良農法の効率性を理解させたいうで、農業技術の指導・普及に努めることが必要である。この基金は出来るだけ大きい方が望ましいので、日本だけでなく、「アジア開銀」の信託基金を設けるといった方法で、関係先進国が協力出資する、という考え方もある。

「勧告」は多角的に見解を展開している。主要な点をあげると、こうである。

一、開発途上国の工業化は、まず国内に需要のある産業、また国内に定着性のある産業、あるいは国内に原料を産する産業の開発から出発して、それに漸次輸出競争力をつけていくのが、常道である。

これは農業その他土着産業の開発を促進する道でもある。わが国は、このような形の工業化促進に対する援助を惜しんではならない。この面で、日本の中小企業の経験は、東南アジア諸国に役立つところが少なくない。また開発途上国の工業化・輸出軽産業の発達は、それらの国の経済的自立達成のために必要な過程であるから、わが国としても、国内競合産業の高度化により、これを受け入れていかねばならない。

一、経済開発を効果的に進めるためには、結局は民間企業の発展に待つほかはない。政府による公共投資は、経済開発の環境づくりに過ぎず、経済のすみずみまで創意と経済合理性に基づく民間企業の活動が及んでいくのでなければ、本当の経済発展は望めない。それゆえ、経済基盤がある程度固まっている国に対しては、

### 第三章 國際的共同活動の進展

民間投資を積極的に進め、また企業進出も必要である。

企業進出に当たっては、単に目先の輸出市場の確保のためということだけでなく、相手国の風土・宗教・政情・経済政策・市場性などを十分に調査したうえで、企業目的を明確にし、しかも公正な投資利潤が確保できる見通しをつけてから、態度を決定すべきである。

進出した以上は、現地に同化して共存共榮する気持で、利潤を現地に再投資するなど、現地還元を旨として大きく伸びていくといった姿勢が望ましい。

一、開発途上国では、経営者が経営管理能力に乏しいうらみがあり、経済発展の障害になっている。従来のような生産技術を主とした訓練指導のほかに、経営指導を推進する必要がある。

何よりも肝要なのは、開発途上国自身の自助の精神である。これによって、堅実な開発計画が着々と実行に移されるようになることを期待したい。同時に、旺盛な企業家精神が望まれる。自由な民間企業の活動を主軸とする市場経済による経済開発が、大きな成果をあげていることは、タイ・マレーシア・フィリピンなどの実例が証明している。このような動きと風潮が東南アジア全域にひろがることを期待したい。

なお「勧告」は、「アジア開発銀行」の設立について、「アジア人のイニシアティブ」により、アジアに初めて、このような開発援助機関が出来る意義は大きい。また、このようなアジア開発の核が出来ることによる教育効果・波及効果は大きいと思われる。この機関が加盟国の利害にとらわれず、合理的判断に基づいて健全に運営されることを望みたい」と、きわめて高い評価と期待を表明した。なお、この「勧告」の基本精神と具体的方策には、先に現地視察した中山素平幹事の実感が、有力に反映しているのはいうまでもない。

#### 四 「低所得国への貿易政策」で提言

——「南北問題」への国際的挑戦(その2)——

CED・CEDAおよび経済同友会の米・豪・日三団体が参加した前記「南北問題」に関する共同研究は、結局、日・豪の両団体が個別に提言することで結末をみた。CEDはオブザーバーの立場で終始したのである。

同友会が主としてCEDAと、この問題を検討しつづつあった昭和四十年四、五月ごろ、フランスおよびイタリアのCEPEESから、「南北問題」について「貿易と経済開発」のテーマを中心に、日・米・欧の七団体の共同研究を進めたいとの意思表示があった。同友会も一応の賛意を示し、同年十一月パリで七カ国の合同会議が開かれた。この会議では、イタリア・CEPEESが作成した案を議題にして検討されたが、その案はイタリアが自国と利害関係の深いアフリカを対象に、自国の利益に立脚したもので、フランスは別として、他の五カ国の同調が得られず、次の機会、即ち、四十一年二月ミラノで開かれた専門家会議に持ち越された。しかし、ここでも合意に達することが出来ず、四月になって、イタリア・CEPEESはついに「単独で処理したい」旨を表明せざるを得なかった。つまり、七カ国会議は不調に終わったのである。不調に導いた直接の問題点は、イタリアが「特惠関税」の是認と「地域主義」に固執したことにあった。ドイツ・CEPEESおよびCEDは、これに対して、代案をもって専門的立場から鋭い批判を展開した。

この不調の会議は、同友会にとって、ある意味で大きな教訓を与えた。それは、発展途上国への経済協力につ

#### 四 「低所得国への貿易政策」で提言

いて、日本は一貫した基本方針を信念として確立していないこと、および自国の立場を理論的に、説得力をもって訴えるような専門家が育っていない、という点を痛感させられたことであつた。

一般的に見て、国際会議における厳密な意味での合意はむずかしい。しかし、合意に達しなくても、参加国の代表が自国の立場と信念を、隔意なく主張し合うだけでも、会議の建設的な意義がある。安易な妥協になる合意よりも、その方が、よほど会議の目的にそつている。したがつて、国際会議の結末には、いろいろの形が成り立つ。参加国全体の最大公約的な意見を中心にした共同提言もあれば、同じ目的を追いながら具体的方策を異にする複数の提言が、共同発表される場合もある。先に記した同友会とCEDとによる『世界経済の中の日本』がそれであつた。共同討議の場に参加しながら、提言には加わらない場合もある。「東南アジア経済開発」提言におけるCEDの態度が、そうであつた。また、その場合においては、同友会とCEDAは、個別の提言の発表の時期についても、それぞれの自由裁量に任されたのである。そして、イタリア・CEPEESの「貿易と経済開発」共同研究では、討議は熱心に展開されたが、一国を除く他のすべての国が提言に同調しなかつた。しかし、「不調」の会議の中でも、無形の実りがあつたことは否めない。

経済同友会を含む進歩的な国際的提携団体の間に開かれる合同会議の性格は、常に、そのようなものであつた。同じ理想を求めての意見の交換と、出来得る限りでの弾力的な形式における合意の表明とを、それは期待しているのである。

「南北問題」についてのイタリア・CEPEES案をめぐる七カ国会議が不調に終つてから三カ月後、こんどは

ドイツ・CEPE Sの呼びかけによる日米欧七カ国会議が、やはり「南北問題」を中心に、四十一年七月一、二の両日フランクフルトで開かれた。会議のテーマは、「先進国間の通商政策」と「発展途上国に対する経済協力の方策」の二本建であった。この会議は、昭和四十二年六月二十九日に発表された『低所得国に対する貿易政策』の共同提言として、実質的にも形式的にも、みごとに結実した。このような形で成果は、昭和四十年五月の七カ国共同提言『東西貿易―西側諸国の共通政策』以来のものであった。

フランクフルト国際会議には、経済同友会は東京から代表を送らず、欧州の現地における専門家として、河合斌人・興銀ロンドン代表、黒沢洋・同フランクフルト代表および武田一男・富士銀行ロンドン支店次長に、代理出席を依頼した。会議の第一日は「先進国間の通商政策」を議題に、ケネディ・ラウンド以後の貿易拡大案が討議された。第二日は「南北問題」が議題となり、英国・PEPのビンダー専務理事が作成した「低所得国に対する貿易政策」案を基礎に、討議が行なわれた。

この討議において、注目すべき傾向は次の諸点であった。

一、先のイタリア・CEPE S案の場合とちがって、きわめて協調的な雰囲気の中に、PEP（イギリス）案が討議された。先進国間における「南北問題」の思想統一をしようという空気が、終始支配的であった。

一、先に大きく意見が対立した問題の一つである「特惠関税」については、イタリア案が、「低開発国のテイク・オフの手段として特惠関税は必要である」としたのに対して、こんどの英国案は、「本来的に特惠は可及的速かに除去すべきであるが、現在やむを得ず行なわれているものについては、一定の期間を置いて廃止

#### 四 「低所得国への貿易政策」で提言

### 第三章 国際的共同活動の進展

の線まで持っていく」という表現をとった。このため各国とも絶対反対の立場をとらず、妥協の可能性が感じられた。

一、もう一つの対立点であった「地域主義」も、もはや自立した論議の食い違いは見られなくなった。最も強く反対するはずの米国ですら、自ら「中央アメリカ経済共同体」という表現を吐くぐらいに、かつてのようなグローバルな考え方にこだわらなくなっていた。

このように「南北問題」を議する態度が、日米欧七カ国の間で協調的となり、「特惠関税」や「地域主義」が、前回ほどのきわ立った争点とならなくなったのは、どういう理由によるのだろうか。「日本側出席者が肌を感じた空気」として、現地参加代表から東京に寄せられた報告は、このように伝えた。とくに「地域主義」への反発の後退についてである。

「それはやはり地域主義の二本として、現存しているE E Cの力がいよいよ強大となり、抜きがたいものとなってきたことによる。英国のE E C加入問題がクローズアップされ、またE F T A諸国のそれも問題になってきている情勢にあつては、P E PもS N S（スウェーデン）も、地域主義に対する考え方を整理する必要性に迫られていた。

また、米国としても、E E Cを中心とする地域主義の拡大を否定することは、もはや出来ず、他方、ケネディ・ラウンドが多分に低いレベルの段階で政治的に妥結する可能性が強くなってきて、米国が本来的に望んでいたグローバル・ポリシーが理想的に進まなくなったことを前提として、次第に従来ほどの対立的意見を述べなくなってきたように、見受けられる」



そこで、このような複雑な国際情勢の中でこそ、日本自身の「南北問題」に対する、はっきりした構え方が問題となる。この報告は、次のように東京の注意を促した。

「こうなってくると、日本としては、従来単に特惠絶対反対、地域主義反対という原則論で押し通してきた立場が、微妙になってきたといわざるを得ない。

E E CとE F T Aの結合、米国とカナダまたは中南米との結合、そして、やがて西欧と汎米州との結合が進み、当然の方向としてE E Cにはアフリカ圏が結合されていくであろう。このように地域主義が現実に進展・拡大の過程を進るとすれば、地域主義的結合の可能性が薄い日本を含む東南アジアは、一体どうなるであろうか。この次の会議に日本側が代表を送るときは、この問題をよく頭に入れて臨む必要が感じられる」

微妙に揺れる世界情勢の中で、経済同友会ひいては日本の国際感覚と対応姿勢が、一層現実的・合理的に調整され、洗練されていくことが要請されたのである。

P E P案を討議する七カ国会議の第二回会合は、十月二十一日パリで開かれた。同友会からは三木邦男幹事が代表として派遣され、現地の河合斌人・興銀ロンドン代表らも出席して補佐に任じた。

この会議では、次の諸点が強調され、また論議の対象となった。

一、先進国は出来るだけ貿易障害を低くし、途上国産品の輸入自由化を図るべきであり、それによって先進国での労働集約的な産業の配置転換政策をとることが望ましい。

一、途上国の場合、先進国と同様に貿易を自由化するのは無理であるため、一定期間、保護政策をとるのを認

#### 四 「低所得国への貿易政策」で提言

### 第三章 国際的共同活動の進展

めてはどうか。

一、英国のポンド・ブロックや、EECが中央アメリカに対して行なっている地域の特恵関税を廃止すべきかどうか。

一、途上国製品が先進国に買いたたかれ、外貨取得に影響している。農業製品のように途上国を助ける商品については、国際商品協定を結んで、これを保護してはどうか。

こうした論点の中には、先進七カ国が容易に合意できるものもあり、「特恵関税」のように、本質的には立場上、意見の分かれる問題もあった。しかし、そうした難点を克服して、何らかの形で足並を揃えようという空気が、基調となっていた。この点について、三木邦男代表は会議開催の動機にさかのぼって、次のように説明した。

「七団体は『東西貿易についての共同提言』を発表した後、南北問題を取りあげて検討してきた。この動機はこうである。——即ち、昭和三十九年三月から六月にかけて開かれた第一回国連貿易開発会議では、発展途上国の福祉向上は先進国の責任であるという議論がまかり通った形となり、先進国が振り回されたような結果に終わった。しかし、その後、先進国は途上国への援助を強めても、先方は一向によくならないではないかという空気が、とくに欧州諸国の間に濃くなり、昭和四十二年二月に開く予定の第二回国連貿易開発会議では、先進国の方から巻き返そうという気運が高まった。そのためには、まず先進国間の意見の調整を、経済団体が主体となって試みたらどうか、ということになり、CEPEEやPEEPが動き出したのである」

「提言」案を最終的に討議する国際会議は十二月十三、四の両日、ロンドンで開かれた。同友会からは、河合斌人・興銀ロンドン代表が代理で出席した。会議開催を前にして、PEPのビンダー専務理事が来日し、同友会と打合わせの結果、提言案に対する同友会の意見は最終案に織り込む、ということと両者の合意を見た。このため、ロンドン会議での最終討議では、同友会はPEP案に対して同意の態度をとった。

『低所得国への貿易政策』の最終案は、明けて四十二年一月、同友会に送付されてきた。二十日の定例幹事会で三木幹事が説明、伍堂輝雄副代表幹事から、「特惠関税などに若干問題はあがあるが、大筋において案に賛成してもよい」との意見があり、了承された。

「提言」は、その発想の動機でもわかるように、第二回国連貿易開発会議が開かれる四十二年二月の直前に発表する段取りで準備されてきたが、その会議が一年おくれて四十三年二月ニューデリーで開かれることになったため、「提言」の方もそれに合わせて、結局四十二年六月二十九日ロンドンで発表されることになった。同友会からは、経済協力特別委員会の北裏喜一郎委員長と藤田亀太郎副委員長が、現地で発表に立ち会った。会場には約百名の新聞記者が集まり、活発な質問が浴びせられた。北裏委員長は質問に答えて、「困難な問題が共同研究にまとめられたことは、高く評価されるべきだ。この勧告が、各国政府やOECDなどの場における、効果的な南北問題解決策への第一歩となることを希望する」と述べた。

北裏委員長は帰国後の七月二十一日開かれた定例幹事会で経過報告のあと、「今回の会議に出席して、同友会が国際的に高く評価されているのが印象的であった。今後のこの種の活動にそなえて、共同研究を専門に担当する事務局員が必要だと痛感した」と語った。国際的な共同研究・共同提案が、開放体制下の同友会の有力な活動

#### 四 「低所得国への貿易政策」で提言

の柱となったことを示す言葉である。

『低所得国への貿易政策』は、前述のように、やがて開かれる第二回国連貿易開発会議を前に、日・米・欧先進七カ国「経営者」の南北問題観を、共同提言の形で投げかけたものであった。それは先に指摘したように、「発展途上国の福祉向上は先進国の責任である」という「南」の声に対して、人道的・政治的観点よりも経済的合理性を前面に押し出して、「南」の開発促進・貿易拡大による経済成長は、「南」と「北」を含めた世界の繁栄のためにこそ必要なのだ、という考え方と、それにそう一連の現実的方策を展開したものであった。

「共同提言」はまず、「低所得国開発の高所得国にとっての重要性」という、ある意味で率直な視点に立って、「南北問題」を身近な経済の問題として引き寄せた。

「世界の低所得地域の経済状態は、現代における重要課題の一つである。低所得地域の経済をよくすること、高所得国にとって、人道的・政治的理由からだけではなく、低所得国の経済成長を速めれば、世界経済全体の拡大と繁栄に大きな寄与をなし得るといふ意味においても、重要である」

これが大前提である。

ついで「提言」は、「低所得国が十分な経済成長率を享受するためには、高所得国との貿易をもっと早い速度で拡大させることが必要である」との見解を設定して、「提言」本来のテーマに入る。即ち、こう記す。

「この提言は、低所得国との貿易に関する高所得国の政策を取扱うが、われわれの勧告は、世界資源のよりよき配分と、労働力のより合理的な利用は、すべての国のためになるという確信に基づいている。低所得国との

貿易について、高所得国の側で寛大な政策をとるならば、それは低所得国を助けることになるばかりでなく、過渡期間の調整が行なわれた暁には、高所得国に対しても利益をもたらすことになるのである」しかし、ここで「提言」は低所得国の自助の精神の必要を強調する。

「経済開発を成功させるためには、根幹になる努力は当然、低所得国の国民によってなされなければならぬ。低所得国が自らを助けるために健全にして揺るぎない努力をし、したがって高所得国が供与する援助と貿易上の便宜を、効果的に活用しつつあると見られる場合には、高所得国は、より大きな規模で援助の供与、貿易の促進をするようになると思われる」

さらに「提言」は、「低所得国の二つの貿易上の問題」として、第一に、「過去十年間における低所得国の輸出収益の伸びは、合理的な開発計画を続けるのに必要な輸入に比べて鈍い」こと、第二に「低所得国の輸出は、しばしば価格と収益の激しい変動にさらされている」ことを指摘した。

以上のような諸要件を踏まえて、「勧告」は低所得国に対する貿易政策上必要な方策を挙げ、高所得国（先進国）の配慮を促した。要点は次の通りである。

一、高所得国は今や低所得国に対して、輸出収益をもっと急速に増加する機会を与えることを目的とする特別の総合的計画に優先順位を与えるという、自らの意図を宣言すべきである。

このような計画は、第二回国連貿易開発会議において着手され、それに続く交渉はGATTの中で行なわれるのが妥当であろう。

一、高所得国は、高所得国内に生産されていない熱帯産品に対する輸入関税および消費税を、漸進的に撤廃す

#### 四 「低所得国への貿易政策」で提言

### 第三章 国際的共同活動の進展

ることを目指しつつ引下げるべきである。

また高所得国は低所得国が自らの経済を、世界的に過剰な産品への依存から脱却させ、あるいは、それら産品の新たな用途と市場を発見するための研究をしようとする努力に対して、強い支持を与えなければならぬ。

一、高所得国は、特定の農産物に対する国内補助金および支持価格の水準を、それら産品の低所得国からの輸入促進になると思われる場合には、引下げるべきである。

一、高所得国は、過渡期を経て、国内の管理市場の下に置かれていない原料品と食糧品に対する関税と輸入割当制を撤廃すべきである。

一、高所得国は、低所得国の輸出開発に最もよい機会を与える工業品に重点を置いた製品輸入に対する貿易障害軽減計画を採用すべきである。それらの工業品は、一次産品加工の初期の段階や、組立および部品製造など、労働集約的工業の製品を含むこととなる。

一、商品協定を採用する場合には、関係国政府は、その協定が長期間にわたり需給の調節を破らぬようにすることを、確実にしておかねばならない。

先進七カ国間で対立的論議を呼んだ「地域主義」については、このように述べられた。

「高所得国は、低所得国に設立されるかも知れぬ共同市場あるいは自由貿易地域の加盟国に対し、それらの結びつきがGATTによって承認される場合には、引き続き最恵国待遇を与える用意があることを、確認しなければならぬ」

つまり「ブロック化」の予防である。

また「特惠関税」については、一般的には、こう謳われた。

「特惠を与えている国は、現在特惠を受けている低所得国に必要な調整のための時間的余裕を与える過渡期間を経て、漸進的に特惠を廃止することに同意すべきである」

そして、これには経済同友会による次の意見が併記された。

「一般的特惠によってわずかの関税引下げが与えられても、それら製品の輸出にはきわめて限られた効果しかもたらさないということに、留意すべきである。

国際的に競争力ある製品の低所得国からの輸出を増加させるうえに最も効果的な方法は、輸入割当など高所得国側の非関税障壁の撤廃ないし軽減である」

なお、この「提言」で「低所得国」と称されているのは、「日本・南ア共和国および計画経済下の国を除くアフリカ、アジアおよびラテン・アメリカ」を指しており、これら低所得地域の大部分の国の一人当たり年間所得は五百ドル以下である。

#### 四 「低所得国への貿易政策」で提言